

「黒部市暴力団排除条例」に対するパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 パブリックコメント実施結果

(1) 募集期間 平成24年1月6日(金)～平成24年2月5日(日)

(2) 意見提出者の要件

次のいずれかに該当する方

- ①市内にお住まいの方
- ②市内の事業所、学校等に通勤・通学する方
- ③市に対して納税義務のある方

(3) 意見の件数 2件

(4) 意見提出者数 1名

2 意見の概要及び市の考え方

(意見1)

暴力団を利用して、借金の取り立てを行う、紛争の仲裁をさせる、用心棒代を支払う等といった暴力団助長行為を条例で禁止しなければ、尻抜けになることでしょう。

(市の考え方)

暴力団を利用して、借金の取立てを行う、紛争の仲裁をさせる、用心棒代を支払う等の「暴力団の威力を利用する」行為につきましては、富山県暴力団排除条例において「利益供与の禁止」として規制されており、その適用を受けます。これに違反した者は、「説明又は資料提出の請求・勧告・公表」の対象となります。

(意見2)

毎年6月に行われるじんじん祭りでは、多くの露天が出ますが、中には暴力団と深い関係にある露天商も見受けられます。身元確認をする必要があると思います。

(市の考え方)

祭礼等は安全・安心な場であるべきであり、暴力団の資金源封圧の観点からも、その場に参加する露店商から暴力団を排除していくことは重要であると考えています。

露店、屋台その他これらに類する店を出店しようとする暴力団員等に対しては、市、行事主催者及び警察が連携し、排除していくものとします。

※ 意見提出者の要件を満たしていない方からの意見については、公表及び回答はいたしておりません。